

## 一般財団法人倉敷市体育協会加盟団体規則

### (目 的)

第1条 この規則は、倉敷市所在の競技団体が一般財団法人倉敷市体育協会（以下「本会」という。）に専門部として加盟する必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規則で定める本会に専門部として加盟を希望する「競技団体」とは、定款第5条に定める加盟団体と同様の倉敷市及び近郷で活躍する競技種目別団体のことをいう。

### (条 件)

第3条 本会に専門部として加盟することのできる競技団体の条件は、次のとおりとする。

- (1) 競技団体の主な構成員が倉敷市及びその近郷に在住、在勤、在学しているものであること。
- (2) 競技団体の活動の主体となる競技種目が即加盟している専門部の種目と重複しないこと。
- (3) 競技団体が適正な会計処理により健全な運営、活動をしていること。
- (4) 競技団体が本会の目的を理解し、本会の活動に積極的に参加し協力的であること。

### (仮加盟)

第4条 本会に専門部として仮加盟を希望する競技団体は、本会事務局に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（団体の名称、代表者氏名、事務所所在地及び連絡先、加盟を希望する理由を明記すること。）
  - (2) 規約又は会則
  - (3) 役員名簿
  - (4) 前年度事業概要書並びに当該年度事業計画及び予算書
  - (5) その他本会が求める関係書類
- 2 前項の書類を提出後、理事会に諮り評議員会の決議を経なければならない。
- 3 理事会審査の際、仮加盟を希望する競技団体は理事会に出席して事業概要の説明をしなければならない。

### (正式加盟)

第5条 仮加盟が認められた競技団体は、当該年の事業終了後、正式加盟審査（理

事会審査)のため仮加盟審査の時提出した一連の関係書類を,年度初めに本会事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の書類を提出後,理事会に諮り評議員会の決議を経なければならない。
- 3 正式加盟を希望する競技団体は,仮加盟と同様に理事会に出席して事業概要の説明をしなければならない。

(報告及び届出義務)

第6条 加盟競技団体は毎事業年度終了後,速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

- 2 加盟競技団体は団体の名称,事務所の所在地,規約,その他本会に提出してある関係書類に変更があった場合には,速やかに文書で本会事務局に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は,平成26年6月4日から施行する。